

森林組合の事業・経営動向 ——第25回森林組合アンケート調査結果から——

一般財団法人 農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明

はじめに

森林組合の事業・経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合系統の今後の事業展開に資するため，農村金融研究会は農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫と連携して，毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

以下，2012年度に103組合を対象に実施した「第25回森林組合アンケート調査」の概要を，同調査の特設項目である「新たな林政への対応」および「素材生産の生産コスト」を中心に紹介する。

1 調査対象組合の概況

調査対象103組合の平均像（概数）は，管内森林面積5万ha（うち組合員所有林2万4千ha），組合員3,555人，常勤理事1人，内勤職員18人，直接雇用現業職員49人，などとなっている。これらの指標は，全国組合の平均の1.4～1.7倍程度であるが，変動係数にみられるとおり，対象103組合間でもかなりの格差がある（第1表）。

組合職員数をみると，内勤職員数は平均18人で，過去3年の動向に大きな変化はな

い。他方，直接雇用現業職員は49人で，前回調査（11年）からやや減少した。また請負の現業職員は，2期連続減少して16人になった。

造林・伐出の担当別に現業職員数をみると，直接雇用，請負とも伐出担当については横ばいないし増加しているが，造林担当はいずれも減少しており，とりわけ請負における減少が大きい。後記のとおり，森林整備事業の事業量は減少しており，それに合わせて人的な調整が図られているとみられる（第1，2図）。

11年度の組合決算は，2期連続の減益になった（第2表）。収支の悪化がさらにその程度を深めている。要因は，森林整備部門が減収・減益となったことであり，利益率も，公共事業の入札制の浸透などを反映

第1表 対象組合の概況

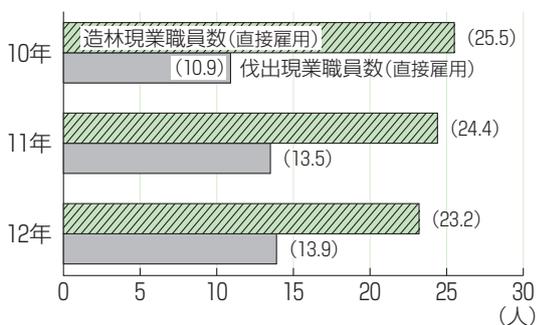
（単位 ha, 人）

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	50,143.1	0.68	36,219.8	1.4
組合員所有林	23,624.8	0.72	16,201.5	1.5
組合員数	3,555.1	0.81	2,317.6	1.5
常勤理事数	1.1	0.50	0.7	1.5
内勤職員数	17.9	0.66	10.6	1.7
直接雇用現業職員数	49.4	1.01	38.5	1.3

資料 全国組合は「平成22年度森林組合統計」(林野庁)
(注) 1 全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は，組合雇用労働者数(事務員を除く)。

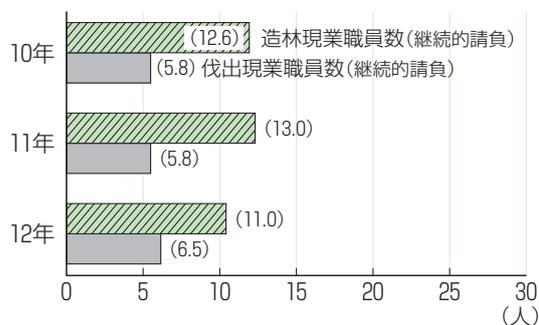
2 変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第1図 直接雇用現業職員数の造林・伐出別推移
(対象組合の平均)



(注) 回答組合数は10年104, 11年101, 12年103。

第2図 請負現業職員数の造林・伐出別推移
(対象組合の平均)



(注) 第1図に同じ

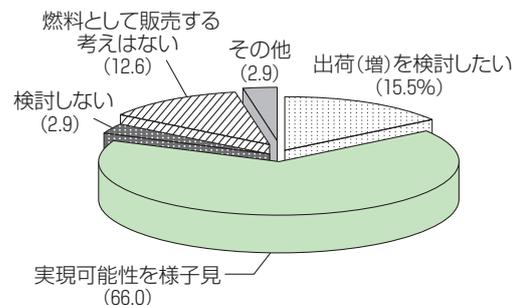
第2表 経営収支(1組合当たり)

(単位 千円, %)

	11年度	前年度比増減率		
		10	11	
取扱高	指導	5,400	△7.6	5.5
	販売	178,601	17.0	6.9
	加工	233,052	10.2	5.4
	森林整備	386,481	0.6	△4.6
	事業総利益	138,035	△4.1	△5.8
収	うち指導	67	△2.9	△125.3
	販売	30,544	14.5	3.0
	加工	18,103	2.1	14.5
	森林整備	94,941	△9.3	△9.9
支	事業管理費	129,311	△2.4	△2.3
	事業利益	8,725	△17.3	△38.7
	事業外損益	4,555	-	-
	経常利益	13,280	△13.1	△20.0
	特別損益	△1,627	-	-
	税引前当期利益	11,653	△11.9	△25.8

(注) 回答組合数は103。

第3図 再生可能エネルギー電気調達価格の設定水準に対する組合の対応
(組合数割合)



(注) 回答組合数は103。

して3期連続して低下した。販売部門, 加工部門は増収・増益ではあったものの, 全体を好転させるには至らなかった。

また今回, 経済産業省が12年度の再生可能エネルギー電気調達価格を, 「未利用木材」について税込33.60円/kWhに設定したことから, それに対する組合の対応を質問した。

その結果, 「対応を検討してはいるが, 実現可能性について様子見している」とする組合が3分の2近くを占め, 「材価上昇

が期待できるので, 出荷(増)を検討したい」とする組合は15.5%にとどまった(第3図)。出荷(増)に踏み切れない理由としては, 「林地からの搬出コストが高い」が最も多く, 「近隣に発電向け木材加工施設がない」「搬送コストが高い」が続いた。

2 新たな林政への対応

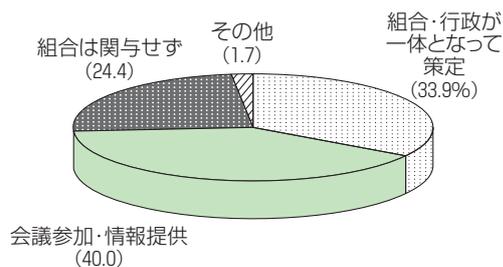
「森林経営計画」や「直接支払制度」など, 法改正を含む新たな林政の枠組みが本格的に動き出していることから, これらに対する森林組合の対応や見方などを質問した。

(1) 必ずしも十分とはいえない「市町村森林整備計画」への森林組合の関与

「市町村森林整備計画」は、市町村における長期的な視点に立った森林づくりのマスタープランであり、5年ごとに10年計画を策定することになっており、12年が全国的な見直しの年であった。森林整備計画策定の目的は、地域の実情に即して林業関係者などとも一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することである。

市町村が「森林整備計画」を策定する際の、森林組合の関与状況を質問した。調査対象組合管内の市町村（以下「対象市町村」という）の合計は295市町村にのぼるが、そのうち「組合・行政が一体となって計画策定」しているのは、対象市町村の3分の1強の100市町村である。必要に応じての「会議参加・情報提供」を求めるとどまっている市町村が4割（115市町村）で最も多いが、「組合は関与していない」という市町村も、対象市町村の4分の1近く存在した（第4図）。地域的にみると、「組合・

第4図 市町村森林整備計画への組合の関与（対象市町村に対する割合）



（注） 回答組合数は103, 対象市町村は295。

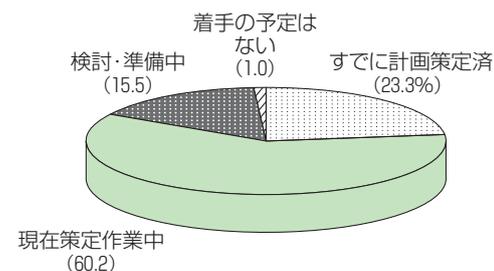
行政が一体となって計画策定」している市町村の割合は北海道が最も高く、次いで四国、北陸などが高かった。

(2) 森林組合への負荷が大きい「森林経営計画」の策定

森林経営計画制度は、従来の森林施業計画制度に代わって登場した森林の施業・保護に関する計画であり、その認定が新たな補助金制度（森林管理・環境保全直接支払制度）の要件となっている。認定にあたっては、前記「市町村森林整備計画」の内容に適合している必要がある。計画を策定するのは、森林所有者又は森林の経営委託を受けた森林組合等であり、現在森林組合系統では、この新たな計画の策定に積極的に取り組んでいる。

調査時点（12年9月）における森林組合での「森林経営計画」の策定状況は、第5図のとおりであり、「策定済のものはないが現在策定作業中」が60.2%で最も多かった。年度末時点での1組合当たりの「森林経営計画」の策定済見込件数・面積は、中央値で10件、及び1,506haであった。また、

第5図 組合における「森林経営計画」策定状況



（注） 回答組合数は103。

〈参考1〉「森林経営計画」への組合の意見や見方（自由記入・抜粋）

1 「組合の負担が増大する」とする意見

①施業プランナーが主体となって日常業務プラス計画作成業務を担っているが、現在でもその業務的負担は飽和状態であり、また、新たな人材投入も限界であるため、国・県の主導による早急な人材の増員育成等、更なる支援と市町村の担当職員専任制などの人的対策を要望する。（東北）

②職員1人と臨時職員1人が常時経営計画作成作業に従事し、それ以外の職員も作成作業に常時ではないが従事している。結果として、通常の業務に作成業務が上乘せされるだけでなく、作成業務に常時従事している者のこれまでの作業内容が他職員にかかっているため、全体としてかなりの労働強化につながっている。（四国）

2 「制度の制約条件が森林の実情に合わない」とする意見

①搬出間伐が条件のため、収支面から良質木の間伐も必要になります。そのため、所有者の多くが搬出間伐に抵抗を感じており承諾等が厳しく、事業量と比較した調査等の経緯費の割合が合わず、取り組みにくい状況です。（北陸）

②一定面積以上の拠出間伐要件があるため、計画が樹立できない地区（森林）ができ造林・一般保育を実施しても補助金がないので、伐採放置林・未間伐林が増えるのではないかと懸念している。（近畿）

これら「森林経営計画」1計画当たりの面積は、中央値で118haであった。^(注)

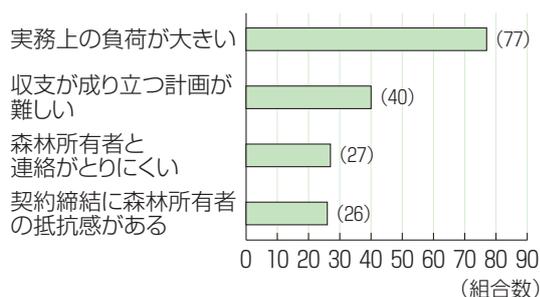
「森林経営計画」の策定にあたっての問題点を質問したところ、「組合の実務上の負担が大きい」とする組合が全体の4分の3近くにのぼり、それに次いで「収支が成り立つ計画を立てることが難しい」が挙げられた（第6図）。計画策定作業に未着手の組合ほど、「収支が成り立つ計画を立てることが難しい」「森林所有者と連絡がとりにくい」の回答割合が高い一方、既に実際の計画策定を済ませている組合では、「経

営委託契約を結ぶことに森林所有者の抵抗感がある」の回答割合が相対的に高かった。

「森林経営計画」への組合の意見や見方を質問した自由記入欄には、対象103組合中76組合から回答があり、森林組合における関心の高さが示された。回答内容により分類すると、「前向きに対応する」というものも17件あったが、以下のように「組合の負担が増大する」とする意見が27件、「制度の制約条件が森林の実情に合わない」とする意見が19件など、批判的な意見も少なからずみられた〈参考1〉。

(注) 平均値でなく中央値を掲載したのは、回答の中には極端に大きな数値が含まれ、ばらつきが大きいためである。

第6図 「森林経営計画」策定にあたっての問題点



(注) 回答組合数は103。

(3) 組合員への浸透が不十分な「直接支払制度」

森林組合による「直接支払制度」の周知状況について質問した。まず周知対象については、「全組合員」とする回答が過半（54組合）ではあるが、「施業対象林の所有者」

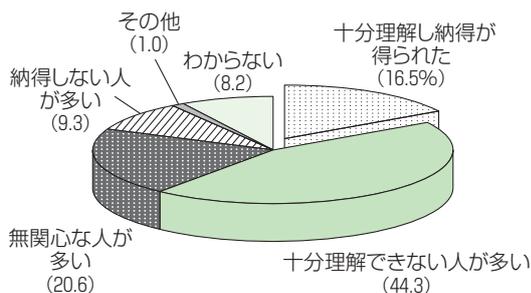
に限定する組合も4分の1近く(25組合)あった。「全森林所有者」まで対象とする組合は1割強(11組合)にとどまったが、本来は全所有者への周知が望ましいものの、個人情報保護の関係上、行政から所有者情報の提供が得られず、対象を組合員にとどめているとする組合もあった。

しかしながら、制度を周知した結果、「十分理解し納得が得られた」とする組合は16.5%(16組合)にとどまり、「十分理解できない人が多い」という回答が44.3%(43組合)で最多だった。また「無関心な人が多い」も20.6%(20組合)あった(第7図)。

同制度による補助対象とならない代表的な事業である「切捨間伐」「集約化未了の小規模森林」の施業について、組合の対応を質問した。回答は自由記入であるが、当会で内容ごとに類型化した結果は、以下のとおりである。

「切捨間伐」については、42組合(調査対象組合の40.8%)が、県や市町村など地方単独事業で実施するとの回答であり、次いで、利用間伐とのセットにより実施する「森林整備加速度化事業」など、他の事業メニュー

第7図 「直接支払制度」への組合員の反響 (組合数割合)

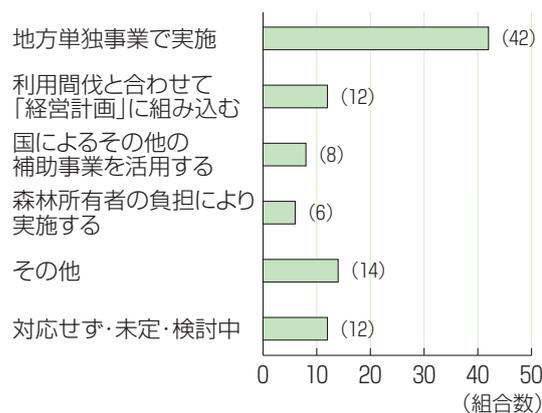


(注) 回答組合数は97。

ーで実施するとの回答が多かった。しかし、「対応できない」「未定」「検討中」などの回答も12組合みられた(第8図)。

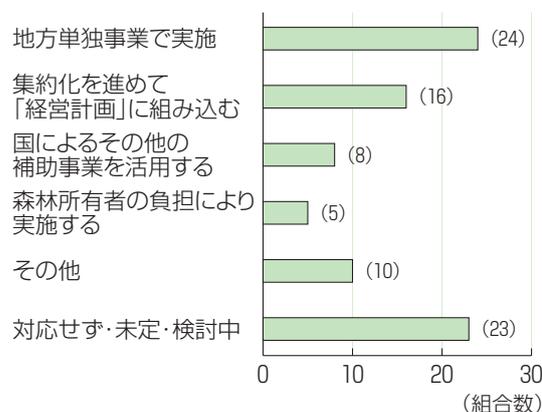
「集約化未了の小規模森林」についても、地方単独事業での対応を挙げる組合が最も多いが、切捨間伐に比べれば少なく、24組合にとどまった。次いで、集約化を進めて「経営計画」に組み込むとする組合が16組合あった。しかし、「対応できない」「未定」「検討中」などの回答は23組合にのぼり、切捨間伐に比べ、さらに困難な状況に直面していることがうかがわれる(第9図)。

第8図 「切捨間伐」への組合の対応



(注) 自由記入回答組合数は94。

第9図 「小規模森林」への組合の対応



(注) 自由記入回答組合数は86。

〈参考2〉「直接支払制度」への組合の意見や見方（自由記入・抜粋）

1 「制度対象外の施業や森林への対応が問題」とする意見

①5haの事業地を確保するためかなりの労力が必要。事業完了までに時間がかかり精算が遅くなる。小面積でも積極的に森林整備を行っていきたい自伐林家対応が難しくなった。1ha当たりの材積量により補助金単価が異なるため、見積りとの差が出ることもある。(四国)

②地形的な問題、労働力不足等ですべてを利用間伐へシフトすることは不可能なことから切り捨て間伐も認めしてほしい。放置林の増大等により森林災害の起因になり得る。(九州)

2 「材の需給バランスを崩す懸念がある」とする意見

今後も搬出間伐を進めていき木材搬出量についても、増やしていくつもりだが、供給過大により価格下落している市況などを考えると、このまま出し続けても良いのか？このままの制度で良いのかとても不安である。(東海)

3 「組合の負荷が大きい」とする意見

直払支払制度では事務が簡素化されたと言われているが、より複雑になり、事務量も増加している。(特に搬出間伐は)そのなかでも計画関係がいくつも存在し、計画を作るだけでも大変な状況である。(東海)

4 「集約化を進めることが難しい」とする意見

森林面積が小規模である当組合管内においては、5ha以上集約化することが困難である。また、木材価格の低迷によりコスト削減を図っても採算が悪い林分や低質材の販売先が無い等の事由により、一概に利用間伐という訳にはいかないので、従来の造林補助制度の方が森林整備の促進と実施が図られると思う。(九州)

5 「組合員が山への関心を失う懸念がある」とする意見

いくら説明会を開催しても広報誌に掲載しても、組合員の山林施業実施は組合員の意思により行うもの。このころと制度が変わり難しい制度になると組合員の関心がなくなり、余計に山離れ・山の崩壊につながる。(近畿)

「直接支払制度」への組合の意見や見方を質問した自由記入欄にも68組合から回答があった。そのうち「前向きに評価する」という回答は10件で、「制度対象外の施業や森林への対応が問題」とする意見が20件にのぼったほか、「集約化を進めることが難しい」「組合の負荷が大きい」「材の需給バランスを崩す懸念がある」等の意見が多くみられた〈参考2〉。

3 素材生産の生産コスト

最近の材価環境のもと、森林組合には低コストによる素材生産の実現が求められていることから、調査対象組合における年間を通した直接雇用現業職員の労働延人日

数、人件費コストと、年間素材生産量（直接雇用・請負別）を、皆伐・間伐別に質問し、また、請負の1㎡当たり単価、機械関係費用、出荷費用等も併せて質問し、労働生産性と生産コスト等の試算を行った。

(1) 1人1日当たりの素材生産労働生産性

アンケート結果に基づき、回答組合における直接雇用現業職員の労働人日数、人件費、素材生産量から素材生産の労働生産性を試算したが、直接雇用現業職員の1人1日当たりの人件費は平均1万2千円台であり、皆伐、間伐であまり変わりはない。また、素材生産1㎡当たりの人件費（加重平均）は、間伐の方が皆伐より5割程度高い

第3表 直接雇用現業職員による素材生産の
年間平均労働量・人件費

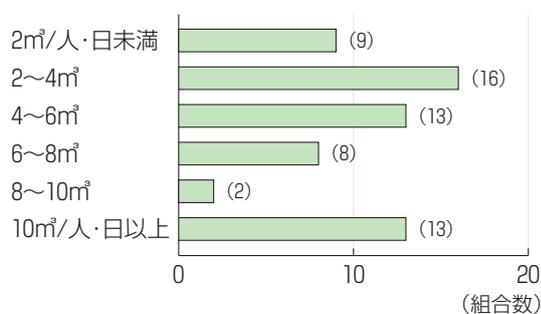
	皆伐	間伐	合計
1組合当たり素材生産量(m ³) (直接雇用によるもののみ)	4,371.5 (76)	6,381.9 (100)	9,514.0 (102)
1組合当たり労働量(人日)	1,109.3 (64)	2,272.2 (87)	3,056.6 (92)
1組合当たり人件費(千円)	13,534.9 (64)	28,764.7 (87)	38,585.3 (92)
1人1日当たり人件費(円/人日)	12,201 (64)	12,660 (87)	12,623 (92)
素材生産1m ³ 当たり人件費(円/m ³) (加重平均)	2,658 (61)	4,129 (84)	3,768 (91)

(注) ()内は回答組合数。

(第3表)。

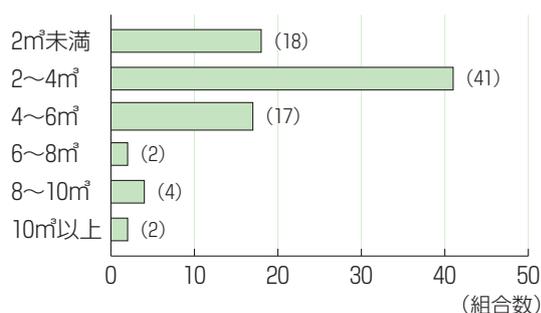
また、1人1日当たりの素材生産量(労働生産性)は、加重平均で皆伐が4.6m³/人・日、間伐が3.1m³/人・日となったが、第10、11図にみるとおり、組合によりばらつ

第10図 皆伐1人1日当たり平均素材生産量
(ランク別組合数)



(注) 回答組合数は61。

第11図 間伐1人1日当たり平均素材生産量
(ランク別組合数)



(注) 回答組合数は84。

きが大きい。ランク別組合数は、皆伐、間伐ともに2~4m³/人日ランクの組合が多いが、中央値は皆伐が5.4m³/人日、間伐3.2m³/人日である。特に皆伐においては、10m³/人日以上のランクに2割以上の組合があり、全体の数値を押し上げている。これは、当該年度の皆伐実施区域がたまたま極めて条件に恵まれ、効率的な伐出ができたというケースが含まれ、条件次第で相当な差が生ずる可能性のあることがうかがわれた。

(2) 1m³当たり2,000円以内に収まる 機械のコスト

素材生産用機械のコストは、機械の減価償却費・リース料・レンタル料、修理・補修費、燃料代からなり、それぞれについて質問した。その結果を素材生産量で割って単価を算出すると、総平均で1m³当たり1,600円強の費用がかかり、その半分近くが減価償却費・リース料等であることがわかる(第4表)。減価償却費・リース料等は、一部に高額支出の組合があるものの、全体の8割以上(80組合)は2,000円/m³以内に収まっている。

なお、原則として機械は直接雇用班が使用するものとして試算したが、一部には請負の使用に供している組合もあり、また燃料代についても、素材生産に要したのみを分離できない組合も相当数存在することから、計算結果は厳密な数値ではない。

第4表 素材生産用機械の費用状況

	減価償却・リース・レンタル料	修理・補修費	燃料代	合計
1組合当たり平均(千円)	6,629.6 (102)	4,720.9 (95)	15,832.3 (104)	15,832.3 (104)
素材生産1㎡当たり費用(円)	714 (93)	478 (91)	411 (90)	1,603 (90)

(注) ()内は回答組合数。

第5表 素材生産費用の状況

(単位 円)

		直接雇用班 (91)	請負 (62)	素材生産費 合計 (101)	出荷費用含む (96)	左のうち 市場出荷分 (84)
素材生産1㎡ 当たり費用 (加重平均)	皆伐(61)	4,011	…	…	…	…
	間伐(84)	5,778	…	…	…	…
	合計	5,371	5,774	5,446	7,583	8,571

(注) ()内は回答組合数。

(3) 1㎡当たり5,000円台半ばとなる

素材生産単価

前記(1)及び(2)の結果から、人件費と機械関係費用を併せた素材生産費用加重平均値を試算すると、第5表のとおり1㎡当たり平均5千円台半ばとなる。直接雇用と請負の単価を比較すると、機械関係費用全額を便宜上直接雇用に割り付けても、直接雇用の方が多少割安とみられる。ただし、組合によるばらつきは大きく、なかには1万円を越す水準の組合もみられる。

市場・販売先への搬送費用と、市場費用を合算した出荷費用を加えると、7千円台半ばの水準となり、素材生産費用に2千円程度がプラスされる結果となった。

おわりに

森林組合、林業の諸課題について自由記入欄を設けたところ、38組合から意見・要

望等が寄せられた。そのうち半数にあたる19組合からは、材価や木材需給についての現状及び将来への懸念が指摘された。特に「森林・林業再生プラン」の進捗により、川下での需要が伸びないままに供給過剰から価格低落につながるのではないか、という指摘が複数の組合から示された。また、新しい林政が、地域特性、その他山林の実態を十分反映しきれていないとの指摘も少なからず見受けられた。

新たな林政への組合の懸念は、木材需給への悪影響、制度対象から漏れた山林への対応、組合の運営上の負荷の増大、計画実行時の収支確保など、多岐にわたる。本アンケート調査実施時点(12年9月)以降、一部制度の手直しもされているが、今後ともこれら懸念事項を、制度が進展するなかで解決していくことが期待されよう。

(むろ たかあき)